

規程分類規則

JS 1-00-2

公益社団法人 日本経営工学会

(総則)

第1条 公益社団法人日本経営工学会における規程の制定、変更及び廃止に関する事項は、定款で定めるものの他、この規則による。

(規程の様式)

第2条 規程には、次の事項を記載する。

- ① 規程名
 - ② 規程番号
 - ③ 条項（章、条、項、号）
 - ④ 附則（施行・改廃年月日、担当委員会名）
- 2 庶務委員会は、規程が提案された場合、次の事項を点検し様式等を整える。
- ① 規程の種別の適否
 - ② 他の規程との整合性
 - ③ 用語及び表現の適否
 - ④ 前項に定める様式との照合
- 3 規程の条項は、効力順位で上位にある規程の表現を踏襲し、上位で規定された条項については下位で重複して規定しない。

(規程番号)

第3条 規程番号の構成は、次のとおりとする。

- ① JS (Jima Standard)
 - ② 規程種別 (0: 定款、1: 総会決議規則、2: 理事会決議細則)
 - ③ 担当委員会番号 (2桁)
 - ④ 順序番号 (一連番号)
 - ⑤ 表示形式 例 JS1-01-1
- 2 番号コードは庶務委員会が付与する。
- 3 担当委員会番号
- 00:基本、01: 庶務、02: 研究、03: 論文誌編集、04: 企画行事、05: 会員、06: 財務、07: 調査、08: 大会、09: 表彰、10: 国際・渉外、11: 人材育成、12: 経営システム誌編集、13: 支部、14: JABEE

(規程の制定、変更又は廃止の手続き)

第4条 規程の制定、変更又は廃止の手続きは、担当委員会が庶務委員会を経由して、理事会の協議事項として提出する。

- 2 庶務委員会は、理事会に諮り、結果を担当委員会に通知する。
- 3 庶務委員会は、規程として総会の決議が必要な場合は、総会に諮り結果を担当委員会に通知し、

学会ホームページに掲載する。

- 4 庶務委員会は、規程原本の保管手続き後、規程として施行する場合は、学会ホームページに掲載する。

(学会ホームページの更新)

第5条 庶務委員会は、規程の制定、変更または廃止があった時は、学会ホームページの規程類について点検し、更新結果を確認する。

- 2 学会ホームページの規程について、検索見出し項目の適否を点検し、不備な場合は是正する。

附則

- 1 この規則の担当は、庶務委員会とする。
- 2 この規則は、平成22年5月15日より施行する。
- 3 平成25年5月18日改正する。